Discussion Paper Series

No.4

2020-3

北海道礼文町の教育課程における保小中高連携の位置づけ

米津　直希

COC　Promotion Committee

WAKKANAI HOKUSEI GAKUEN UNIVERSITY

文部科学省 地(知)の拠点　稚内北星学園大学 Wakkanai Hokusei Gakuen University

【論文】

北海道礼文町の教育課程における保小中高連携の位置づけ

米津直希
稚内北星学園大学　准教授

●要約

北海道礼文町は、一島一町の特徴を生かし、町内の保・小・中・高による連携教育を行ってきた。この「礼文型」教育連携は学校および地域全体で取り組まれてきた。本稿では、こうした取り組みに支えられた各学校の教育課程において、地域との連携がどのように位置付けられているのかについて整理することで、新学習指導要領において求められている「社会に開かれた教育課程」と、その「カリキュラム・マネジメント」のあり方について検討した。結論的には、地域課題を現代的教育課題と引き付けることにより教育関係者が一致して活動に取り組むこと、地域連携を通して教職員の力量形成を図ることが重要であることが示唆された。

本稿においてまた、こうした学校と地域とのあり方については、学校種が違うとはいえ地域貢献を目指す本学においても重要な示唆を与えうるものであった。

●キーワード

礼文型教育連携
保小中高連携
社会に開かれた教育課程
教育課程

1. はじめに

平成 29・30 年改訂新学習指導要領においては、「これからの教育課程の理念」として「社会に開かれた教育課程」を位置づけている。文部科学省による『平成 29･30 年改訂 学習指導要領、解説等』によれば、社会に開かれた教育課程においては、①教育課程を介してその目標を社会と共有すること。②社会や世界に向き合い関わり合い、自分が必要とする資質能力を教育課程において明確化し育むこと、③学校教育を学校内に閉じず、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること、等と説明されている[1]。

北海道礼文町は、一島一町の特徴を生かし、町内の保・小・中・高による連携教育を行ってきた。これは地域ぐるみで取り組まれる礼文型教育連携として、2006 年から現在の形態によって続けられている。本稿では、礼文町における連携教育の位置づけ、各学校における教育課程上の位置づけを整理し、今後の研究課題を明確にするとともに、新学習指導要領において求められる「社会に開かれた教育課程」とその質的な向上（カリキュラム・マネジメント）の実現について示唆を得ることを目的とする。さらに、こうした初等・中等教育における課題を明示することによって、大学における地域への貢献の内容や方法についても示唆を得たいと考えている。

2. 先行研究―礼文型教育連携とは

礼文町の教育連携は、2005 年に開催された礼文町合同研究大会[2]がその出発点である。4 小学校の廃校が決定するなかで、町内の教育関係者、保護者、地域と、町内全ての教職員が連携をとり、大規模な大会を実施した。この活動の成果を土台に、2006 年には礼文町教育研究会に礼文高校が正式に加入することで、「礼文の保小中高連携」が開始された。これは「第 1 次実践研究 3 か年計画」に位置付けられている[3]。

連携の取り組みとして重要な活動は、町内の子ども達の基礎学力養成を目的とした「礼文検定」、総合的な学習の時間に位置づく「礼文学」、小中高の教職員がサークルに分かれて研究を行う町研サークル活動、年 3 回実施される町研大会などである。町内全体で教育活動を推進するとともに、離島でかつ若い教職員の多い礼文町において、教師の力量を高めることなどが重要な活動として位置付けられている。

この連携教育の取り組みについて、古川碧による調査では、「礼文町全体で取り組まれている『保・小・中・高』間の連携教育について、『大変成果を上げている』、『少し成果を上

---

1 文部科学省 HP「平成 29･30 年改訂 学習指導要領、解説等」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm）2020 年 3 月 1 日閲覧。

2 礼文町合同研究大会とは、礼文町教育研究大会と宗谷管内複式研究大会が合同で開催された際の名称である。2003 年度に策定された「礼文町教育研究会基本構想計画」策定時には、複式研究大会の開催は決定されておらず、計画の修正をするなどの対応もあった。

3 礼文町教育研究会「平成 21 年度 礼文の教育連携」（礼文町教育研究会発行リーフレット）より。

げている』の合計は、88.0%であった」[4]とされるように、その活動が評価されている。

連携教育における教育課程に関連する取り組みとして、古川は新たに中学校に着任した教員を対象とした「一日小学校先生体験研修」を紹介している。これは中学校教員が小学校における教育活動を体験し、中学校での授業づくりや集団作りに活かしたり、小学校から中学校への接続課題を把握し、中学校入学時の指導や教育課程に活かしたりするものだと説明されている[5]。こうした取り組みからは、教育課程編成において子どもの実態把握が必要だと意識されている事と、そのために連携が生かされていることもわかる。

また、教職員へのアンケート「【設問 9】自校の小中連携教育から自分の仕事が『良い影響を受けている』具体的内容」においては、「9 年間の教育課程編成が可能になる」「子どもたちの成長を小中の連携の中で見守ることができるので、保護者の願いとかみ合った学校経営ができる」「保小中高連携は･･･地域に根ざした学校経営の柱である」「研究部が連携して香深地区の理想の子ども像を考えたり、教育課程上の連携について考えることで刺激を受けられる」などが挙げられている。このアンケートからは、小中が断絶せず、連続した発達過程を支えるための教育課程として位置付けうることが示されている。また、学校経営における保護者の教育要求との整合性、地域との関りについて有用性を感じていることがわかる。

一方で、連携の中心はどうしても小中が強く、保育所、高校との連携に課題が残っていたり、研究活動等の負担感について不安が残っていたりする。連携や交流を、それぞれの教育活動にどのように位置づけるのかなどの捉え直しが必要とされている。本格実施から 5 年ほど経過していることから、連携教育の経緯を知らない教職員も増え始め、また状況も変化してきたことから、活動の見直しが必要とされてきたものと推察できる。

3. 礼文町教育委員会における教育連携の位置付け

3.1. 礼文町教育推進計画における連携教育と教育課程

礼文町教育委員会に置いては、『礼文町教育推進計画＜平成30年度～34年度＞』において連携教育を位置づけている。以下にはその概要を示す。

礼文町においては、以下のような目標で「礼文町学校教育推進計画」を策定している。

目標
「礼文型教育連携を充実し一人ひとりの自立をめざす信頼される学校づくりを」
柱１　子どもが健やかに育つ教育環境を創造する学校づくりの推進
柱２　持続可能な社会の創造に向けた資質・能力を育成する教育の推進
柱３　主体的に考え判断し豊かな人生の基盤となる心身を育成する教育の推進

これは、「北海道教育の基本理念」「宗谷の教育テーマ」「礼文町まちづくり総合計画（第

4 古川碧「北海道礼文町における『保小中高連携教育』の効果と展望～校長・教頭・教職員による自己評価をもとに～」（『稚内北星学園大学紀要』第 12、2012 年 3 月、p.70）。

5 同上、p.71。

5次)」に対応するように設定されているものである。3つの柱に基づき、18の「推進項目」が策定されている。

本計画においても「礼文型教育連携」が重視されており、保小中高の連携の基盤とされている。また「礼文検定」「礼文学」等、特色ある教育活動として評価しており、今後も学校・家庭・地域の連携を推進させることを記している[6]。また子どもの「生きる力」の育成において、「多様な人々とのかかわりや様々な経験の積み重ね」を重視し、学校に対する「保護者や地域住民等、地域の人々の支援が不可欠」としている[7]。

教育課程に関するものについては、先に挙げた「礼文検定」を挙げている。すなわち「基礎学力の向上を目指した小中高の協働作業による『礼文版基礎学力養成問題集』やそれを活用した『礼文検定』は、(略) 各学校の教育課程に位置づけられ精力的に取り組まれている」[8]としている。小中、中高の連携においてはそれぞれ推進連絡協議会が組織されており、子どもの実態把握や研究協議が行われている。

3.2. 推進項目における連携教育と教育課程

上述の「柱1　子どもが健やかに育つ教育環境を創造する学校づくりの推進」には推進項目1〜3が位置付けられている。

「推進項目1　特色ある学校づくりの推進」の具体的な推進事項において「2　地域の特性を生かした学校経営ビジョンに基づいた教育活動の推進」が設定されている。さらにその重点実践内容において、「(2) 学校が主体となり、積極的に保小中高の校種間連携、及び学校・家庭・地域との連携による教育課程の編成・実施や教育活動の推進に努める」と位置づいている。礼文町全体として、地域連携の中で教育課程を編成することが目指されていること、またこれらが「特色ある学校づくり」と捉えられている事がわかる[9]。

同様に「推進項目2　教職員の資質・能力の向上」の具体的な推進事項において、「2　日常の教育実践に結びつく研修活動の充実」が設定され、その重点実践内容において「(2) 教職経験に応じた各種研究会、研修会への計画的な参加や、町教研サークル活動を通して校外研修の充実に努める」とされ、町教研の活動が公的に位置づけられている[10]。

さらに「推進項目3　学校間連携・接続の推進」においては、「保小中高の教育連携を強めているところが誇りです」とあり、教育連携が極めて重視されていることがわかる。現在までの礼文型教育連携をさらに推進することが目指されている[11]。

「柱2　持続可能な社会の創造に向けた資質・能力を育成する教育の推進」には推進項目4〜10が位置付けられている。

---

[6] 礼文町教育委員会『礼文町教育推進計画』(2018 年 4 月、p.3)。
[7] 同上、p.4。
[8] 同上、p.5。
[9] 同上、p.8。
[10] 同上、p.9。
[11] 同上、p.10。

「推進項目4　確かな学力の育成をめざす教育の推進（小・中学校）」においては、具体的な推進項目において「1　社会とのつながりが見える教育課程の編成・実施」「2　カリキュラム・マネジメントを機能させた教育活動の改善充実」が位置付けられている。前者においては「(3) 礼文型教育連携の充実により、系統性を重視し学校・地域の特性を活かした教育の充実に努め、活用力の向上を図る」とされている。後者においては、礼文型教育連携の柱とされている「礼文検定（基礎学力養成問題集）」と「全国学力・学習状況調査」等のデータを活かし、課題解決及び学力向上のためのPDCAサイクルを確立と授業改善への努力を位置づけている[12]。このように全国的な学校課題と以前から行われてきた教育活動を整合させ、地域の特色に基づいた現代的教育課題として整理している。

「柱3　主体的に考え判断し豊かな人生の基盤となる心身を育成する教育の推進」には推進項目11～18が位置付けられている。

「推進項目13　体験的な活動の充実」においては、具体的な推進項目において「1　学校における多様な体験活動の推進」が設定され、重点実践内容として「(1) 体験的な活動について、そのねらいを明確にし、教育課程に適切に位置づける（後略）」「(3) 地域における行事等との連携を図り、児童生徒・教職員・保護者が積極的に参加できるよう工夫する」、とある。また具体的な推進項目「2　地域の特色を生かした体験活動の推進」において「(1) 地域の人々と連携した社会体験的活動やボランティア活動等」の促進や、「小・中・高の連携を強化し、12年間を見通し、系統性のある体験的な活動」の計画・実施が位置づけられている[13]。連携教育を基盤とし、地域及び小中高の連携に基づいた教育課程編成が意識されている。

4. 各学校における教育連携の位置づけ

ここでは、礼文町における各学校が教育連携をどのように位置付けているかについて、各学校のwebサイトにおける情報をもとに整理する。なお、保育所についてはwebサイトが開設されていなかったため、掲載していない。

4.1. 礼文小学校における教育連携の位置付け

礼文小学校においては、「学校経営方針」における【経営の柱】として「(3)「礼文学」等の取り組みを通じて、学校・家庭・地域を明るくする主人公に育てる」「(4) 学校と家庭の役割・連携を大切にして、健やかな子どもを育てる教師育ち・親育ちを進める」「(5) 保小中高の連携、特に香深地区における小小連携・小中連携を重視し、子ども達の学びあいや関わり合いを通して、自信と誇りと安心を育てる力合わせの実現を目指す」「(6) 学校評価と説明責任を重視し、礼小っ子の輝く姿を積極的に公開し、地域に開かれた礼小を築くとともに、充実した教育活動を実現するための学校運営の改善と教職員の資質向上を図る」が位置

[12] 同上、p.11。
[13] 同上、p.20。

づけられている。礼文型教育連携の柱である「礼文学」が位置づけられ、また保小中高の連携が位置づけられている。

また、「【具体的な施策～「礼小ニコニコチャレンジプラン2019」】」における心体向上編で、「11. 保小中高連携教育の充実」が位置づけられ、「保での成長を引き継ぎ伸ばし、中高へつながる系統的な視野に立った教育活動の推進と、小小の連携を通じた子ども達のやる気を育てる学び合いを重視する」とされている。

4.2. 香深井小学校における教育連携の位置付け

香深井小学校においては、「学校づくりの重点」において「【1. 学校・家庭・地域の相互連携を基盤に「信頼される学校づくり」を】」において、地域との関係性を重視している。また「【3. 研究・研修の充実で「楽しく、わかる授業」のできる、魅力ある教師に】」において、町研大会の成功を挙げるなど、教師の力量形成において町研の活動を位置づけている。

また「めざす学校像」において「子どもの成長を願い、学校・家庭・地域が協力・協働する学校」を、「めざす教師像」において「学校・家庭・地域の連携と協働を大切にする教師」を、「めざす保護者像」において「教職員と協働できる保護者」「地域と学校の架け橋になる保護者」を挙げるなど、学校・家庭・地域の連携が強く意識されている。

一方で、保小中高の連携や「礼文学」等のキーワードは、web サイト上では明記されていなかった。

4.3. 船泊小学校における教育連携の位置付け

船泊小学校においては、web サイトの冒頭に「学校・家庭・地域みんなで子どもを健やかに」と、地域連携を意識した標語が掲げられている。

また「令和元年度学校課題」においては、「1　社会に開かれた教育課程の実現」「4　地域と共に歩む学校」が挙げられ、「令和元年度学校経営の重点」において「2　学校・地域の特色を生かした教育活動を通して、自律を促し、豊かな心と人間関係を育む」「7　家庭・地域・学校の協働による信頼される学校づくりと PTA 活動の充実」「8　保小中高連携（礼文型教育連携）による教育の改善」と、連携教育が重点化されている。

さらに「＜船泊小学校の「特色ある教育活動」＞」においては、「地域に開かれた、教育課程の改善・編成」として「◇地域に開かれた特色ある教育活動」「◇礼文学を中心とした地域に根ざした教育活動（キャリア教育）」などが示され、その教育課程に連携教育が強く意識されている。

4.4. 香深中学校における教育連携の位置付け

香深中学校においては、「平成 31 年度　礼文町立香深中学校グランドデザイン」に教育連携の位置付けが記されている。

「＜特色ある教育活動を推進します＞」において、「◆「総合的な学習の時間の充実する

ために」、「礼文学」」が位置づけられている。「地域の教育資源の活用と体験学習の充実」が掲げられ、「地域で学ぶ機会、地域の人材から学ぶ機会の拡充」を位置づけている。

また、「◆保護者・地域と連携した教育活動を展開するために」として、「学校からの積極的な情報発信（通信・HP・学校公開）」を位置づけ、「保護者からの評価も数値目標として設定」している。保護者や地域との連携において、数値的な目標を掲げていることは特徴のひとつだといえる。

4.5. 船泊中学校における教育連携の位置付け

船泊中学校においては、「めざす学校像」で「③生徒、保護者の願いの実現や地域への貢献を通じた信頼される学校」が設定されている。

「平成31年度経営方針」においては、「(1) 基本方針」で「①保護者・地域の実態や今日的課題を踏まえ（後略）」ること、「②（前略）生徒一人一人の成長が生徒自信を含め保護者や地域に伝わる信頼される学校経営に努める」こと、「③教育効果を最大限に高める協働体制の維持・継続に努める」ことなどが挙げられている。

また「学校経営取組」として「(2) 持続可能な社会の創り手としての資質・能力の育成」が挙げられており、「③ふるさと教育の充実」が位置づいている。ここでは「ア　礼文学の充実に向け、他校、及び地域や関係機関との連携の充実に努める」「イ　故郷の良さを知り、故郷を愛する心の育成に向け地域の教育資源を活用する取組の充実を図る」が設定されている。

さらに「(5) 健やかに育てる教育環境づくりの推進」において「①地域社会への貢献や地域との連携を含めた社会体験活動やボランティア活動を実施する」「②学ぶことの大切さや成就感を体得させるため地域の自然環境や人的資源を活かした多様な体験活動を実施する」など、地域との連携を強く意識した教育活動が設定されている。

一方で、保小中高連携は直接的な言葉としては見当たらない。上記内容に含みこまれるものとも考えられるが、確認が必要だと考える。

4.6. 礼文高等学校における教育連携の位置付け

礼文高等学校は、基本的に学習の中に地域との連携を位置づけており、保小中高連携については必ずしも明示的に情報を発信していない。

「特色ある教育活動」としては「学力向上への取り組み（SUT）」、「文部科学省指定事業（遠隔授業システムを活用した単位認定の在り方並びに指導方法についての研究開発学校）」、「ユネスコスクール（高山植物）」「礼文岳登山」「高等学校OPENプロジェクト研究指定校」「ボランティアガイド」などが挙げられる。

「高等学校OPENプロジェクト研究指定校」は目的を「生徒が地域社会の一員との意識を持ちながら、地域の課題を解決するためのテーマを設定し、地域とともに解決を図る実践研究を行う」としており、礼文高校は「礼文町住民の高齢化（人口減）、観光業の振興を図る

ため、礼文島の魅力の探求、再発見、魅力の発信を行う」ことを課題として位置付けている。また、「ボランティアガイド」は「高山植物」と関連しており、高山植物のガイドのボランティアを行っている（5月下旬～8月下旬）。生徒が地域における活動に携わる実践的な学びである。

4.7. 小括

各学校における教育連携について、web サイト上において確認できるものを挙げた。礼文町全体として信頼される学校を目指すために情報発信を重視していることから、各学校が情報発信に力を入れている。

全体として、子どもを中心として、地域や保護者に寄り添った教育活動を志向していることがわかった。「カリキュラム・マネジメント」など、新学習指導要領における位置づけを明らかにしている学校もあり、今日的な課題との整合性も確認された。

5. 礼文町教育研究会の目的と位置づけ

礼文町における教育連携は、礼文町教育研究会（礼文町研）における取組が重要な軸となっている。礼文町研は、以下の三つの目的を持っている。

（1）少子化に伴う教育情勢の変化を踏まえ、学年や学校種をこえて協同し、幼児から青年期までを見通した豊かな人間関係を育てる機会を創造する。

（2）基礎・基本の力の定着と、ふるさと礼文に学ぶ豊かな心の育成を柱に、各校が特色ある教育を推進し、保小中高における共通性・系統性を重視した一貫性のある「礼文の教育」を創造する。

（3）学校種間の連携・接続に関する実践的な研究を通じて児童・生徒理解を深め、学習指導や生活指導における教職員の資質向上を図る。

礼文町研では、「教師力」「学校力」「研究力」の 3 つを高めたい力として定めている。

「教師力」は、サークル活動、夏・冬の教育講座、教育講演会等を通して、「すべての子ども達に確かな学びを保障する力量を高め合う」ことを、「学校力」は礼文学と地域連携、小中高が集う研究大会、保育所との教育連携を通して、「ふるさとに学び、次代を担う子ども達を育てる学校づくりを学ぶ」ことを、「研究力」は礼文検定と学力づくり、食育・性教育の系統化、中学校区での教育連携を通して、「ともに学び合い、一貫性と一体感のある教育研究を各校で充実させる」ことをそれぞれ企図している[14]。

このような「連携を基盤とした町研での学び合いが、個人や学校の研究・実践を豊かに」すると位置付け、各校の研究の柱は以下の 3 点にまとめている。「子どもに確かな力をつける実践づくり」「特色ある教育課程の編成と実施」「子育てを学び合い、地域と共に歩む学校経営」である。礼文町研における教師同士の連携の活動で定められた目的を基盤として、各

[14] 礼文町教育研究会 web サイト『研究の概要』（http://reikyoi.jp/rebun-tyouken/）（2020 年 3 月 3 日閲覧）より抜粋。

学校における教育活動が展開されていることがわかる。

また礼文町研の活動方針は、「礼文の子の人間的自立を目指し、二本柱の連携課題（礼文検定・礼文学）の改善・推進」に取り組むこと、「広い視野に立ち、子どもの成長を支える教職員の力量向上」に取り組むこと、「積極的な研究成果の発信と、研修の機会保障」に取り組むことであるである。礼文町の教育における全体的な課題としての、学力保障と次世代の育成に取り組むために、教職員の力量を高めることと、そのための研修の場と成果を発信する場が設けられるよう構造的に整理されていることがわかる。

6. まとめ

礼文町における学校経営は、地域課題を見据えながらも、北海道、宗谷、礼文町まちづくりと関連付けることで、各学校の教育活動が現代的課題に対応させるよう構造化されている。また、礼文町研等に支えられた教育連携によってそうした仕組みが機能されていると考えることができる。またこうした仕組みにおいては、教育における目標だけでなく、若手が多く離島ゆえに研修の機会も十分に保障されない礼文島にあって、教職員の力量形成の場としても機能させていることがわかる。同時に、こうした教職員の力量形成が、子ども達への学力保障につながっている構造も見て取れる。

「社会に開かれた教育課程」においても、子どもの実態把握を起点とすること、保護者や子どもが暮らす地域の理解を得る学校経営であること、そうした地域との関係性の中で、教師の力量形成が促されるような活動が促進されることなどが位置付けられていることが重要なポイントとなっているであろうことが示唆される。

こうした構造と機能の重要性は、地域への貢献を目的としている本学においても同様であろう。本学の方針と稚内市の方針との対応関係や、教職員が何かを提供するだけでなく、地域から学びを得ることで学生への教育に還元する、それを地域の諸団体と連携して行うこと等が実現すれば、新しい地方小規模大学のモデルになり得るのではないだろうか。

最後に研究課題として、礼文町の実態把握が挙げられる。前述の古川碧による先行研究移行、礼文町における実態の把握などについては十分になされていない。本稿においても現地の聞き取り等は行えなかった。「社会に開かれた教育課程」やそのカリキュラム・マネジメント、及び教師の働き方改革などが目指される中での現状を把握する必要があるだろう。

『稚内北星学園大学地域創造支援センターディスカッションペーパーシリーズ』発行規程

（発行の趣旨）
第１条　『稚内北星学園大学地域創造支援センターディスカッションペーパーシリーズ』（以下、「本誌」という。）は、個々の執筆者の責任のもとに、研究の進展と地（知）の拠点整備事業の促進を図るため、研究の中間的なまたは最終的な成果を迅速かつ簡易な方法で印刷して発表するものとする。
２．　同一内容または一部を修正した論文の公刊は妨げない。
３．　第１項の印刷は、電子的方法による公開に代えることができる。

（投稿者）
第２条　本誌に投稿できるものは、次の各号の通りとする。
（１）稚内北星学園大学教職員
（２）前号の者との共同執筆者
（３）その他、特別に地域創造支援センターが承認し、または依頼したもの

（原稿の種類）
第３条　投稿できる原稿の種別は、論文、資料及び講演録（以下、「論文等」という。）とする。

（原稿の提出）
第４条　原稿は地域創造支援センターが指定する電子媒体で提出するものとし、最終版下原稿として体裁を整えたものとする。
２．　原稿については、提出された後の校正、差換え等は一切受け付けない。

（著作権）
第５条　本誌に掲載された個々の論文等の著作物の著作権は、著作者に帰属する。
２．　稚内北星学園大学地域創造支援センターは、編集著作権を有する。
３．　ＣＯＣ推進委員会に属する機関の活動を記録した著作物の著作権は、地域創造支援センターに帰属する。
４．　本誌に掲載された論文等は、原形のまま電子的方法で複製し、稚内北星学園大学機関リポジトリにアップロードし、ウェブにて公衆に供する。
５．　著作者の申し出により全文に代えて論文等の要旨を掲載することができる。ただし、この場合は全文を稚内北星学園大学図書館に備えおき、公衆に供さなければならない。
６．　第４項ないし前項の掲載にあたっては、第４条による原稿の提出をもって著作権者の承諾があったものとみなす。

（補則）
第６条　本誌の発行に関して必要な事項は、この規程のほか地域創造支援センターが別に定める。
２．　この規程の改正は、地域創造支援センターの議を経て学長が行う。

付　則　この規程は平成 27 年６月１日から施行する。
付　則　（平成 28 年５月 24 日）抄
１　この規定は、平成 28 年５月 24 日から施行し、平成 28 年４月１日より適用する。

ディスカッションペーパーシリーズ No.4
北海道礼文町の教育課程における保小中高連携の位置づけ

2020 年 3 月 3 日発行

著　　者　米津　直希
発行・表紙デザイン　稚内北星学園大学 COC 推進委員会
〒097-0013　北海道稚内市若葉台 1 丁目 2290-28
電話：0162-32-7511（代表）
メール：info@wakhok.ac.jp

無断転載を禁じます。